

契約解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、**「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!**

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メール等の電子媒体で通知することもできます。その場合は、送信メールが画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。

■クーリング・オフの手続きの手順（ハガキの場合）

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」または「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

■ハガキの書き方の例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 令和〇〇年〇月〇日
 商品名 〇〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社××××〇〇営業所
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。

令和〇〇年〇月〇日
 東京都〇市〇町〇丁目〇番〇号
 氏名 〇〇〇〇

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

<ul style="list-style-type: none"> ●訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等） ●特定継続的役務提供（エステティックサロン・語学教室等） ●電話勧誘販売 ●訪問購入（いわゆる訪問買取） 	8日間	<ul style="list-style-type: none"> ●業務提供誘引販売取引（サイドビジネス商法等） ●連鎖販売取引（マルチ商法） 	20日間
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品（化粧品・健康食品）で使用した分は、原則クーリング・オフができません。
 クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

●**東京都消費生活総合センター**（〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階）
※日・祝日・年末年始はお休みです。

消費生活相談 ☎03-3235-1155 **架空請求専用** ☎03-3235-2400

受付時間：月～土曜日・午前9時～午後5時

●お近くの消費生活相談窓口へはこちら➡ **消費者ホットライン ☎188**



消費生活センターってどんなところ？

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あつせん、情報提供などを行っています。これまで、仕方がないと思われていたトラブルはありませんか？困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

**「この話、いいかも!」
 思ったあなた、
 いいカモです。**



関東甲信越ブロック 若者悪質商法被害防止キャンペーン

お近くの消費生活相談窓口
 につながります **消費者ホットライン ☎188**

東京都消費生活総合センター
☎03-3235-1155

ウマイ話には裏があるかも…!



困ったら、一人で悩まず **すぐ相談!**

■マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



ウマイ話はない!

カモにならないために…

- 「簡単にもうがる」といったウマイ話は信じない!
- 友達から誘われても、きっぱりと断る!

こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも!
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、今度はあなた自身が加害者に…

■美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思いい店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



ちゃんと確認して!

カモにならないために…

- 「今日決めるなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

■アポイントメントセールス

販売の目的を隠して店舗等に呼び出し、契約を結ばせる商法。



カモにならないために…

- 「あなただけ特別!」と勧誘されても、その場の雰囲気や契約を結ばない!
- 悪質事業者が友達を装っている場合があるので、SNSで知り合った人と会う時は慎重に。

こんな手口にも注意!

就職活動のアンケートに答えると、後から「**無料セミナーを受けないか?**」と呼び出され、セミナー終了後、就職活動向けの高額な講座を強引に契約させられる。

■定期購入に関するトラブル

SNS広告等を見て、通常より安く「お試し」で購入したところ、実は定期購入が条件だったというトラブルが多く見られます。



契約前によく考えて!

カモにならないために…

- ネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- 「お試し」で割引価格をうたう広告は、定期購入が条件になっていないか、契約内容を最終確認画面でよく確認する。
- 解約や返品条件は、注文前に必ず確認する。
- 通信販売はクーリング・オフができない。